

15-4：災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書 (一般社団法人日本ムービングハウス協会、株式会社SIC)

(趣旨)

第1条 この協定は、加古川市地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、加古川市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求め、乙の斡旋を受けた株式会社SIC（以下「丙」という。）が建設を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことを行う。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認められる事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である丙の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙は、丙の斡旋が困難な場合は、乙の会員である他の住宅建設業者を斡旋するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設その他可能な限り甲に協力するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙丙協議して決定するものとする。

3 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては防災部防災対策課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。

ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ各1通を保有するものとする。

令和6年8月23日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家200番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

丙 兵庫県加古川市加古川町備後335番地
株式会社SIC
代表取締役 芝本 忠雄